

「答申書の部会長案」への意見

平成 29 年 7 月 28 日

公立大学法人奈良県立医科大学
公衆衛生学講座 今村 知明

答申書部会長案（平成 29 年 7 月 24 日送付）を提示頂き、ありがとうございました。
以下の通り意見・要望を申し述べさせていただきます。

【 監視について 】

**監視に必要となる、「表示基準の詳細の決定とその根拠・理由」や「監視の指針や手順書の作成」が必須になると思います。
この点、答申書部会長案での付帯意見にも明記して頂きたいと考えます。**

現在の制度検討の状況をお聞きする限り、実行性のある監視を行うことは非常に困難とされます。

全ての加工食品に対象が広がっているものの、各論的には明確な基準とは言い難く、未だにあいまいな部分があります。

このような状況下では、明確な違反基準を示すことができないために、監視を行う事は非常に困難です。

スピード違反で、「60キロ制限」ではなく「60キロぐらい制限」との規制を設けているような印象を受けます。

それもスピード測定器もない状況の中、目視のみで「60キロぐらい制限」の監視を行う、と宣言しているようなイメージです。

「速度を100キロ以上出していれば目視で監視することは可能でしょう」との議論と、「80キロぐらいで走っている人をどう取り締まるか」との議論が混在しています。

今のままだと、監視で指摘しても「80キロぐらいで走っている」人を見つけた時に、

- ・「60キロぐらい制限」を超えていたと認める人は取り締まることが出来ても、
- ・「60キロぐらい制限」の範囲内だと申告する人を取り締まるのは極めて困難とされます。

「ぐらい」の許容範囲が明確化されていなければ、また計測値もなければ後者を不正申告者と決定づけることは困難です。

正直者だけが損をするような制度にならないように、十分配慮して頂きたいと思います。

そのためには、少なくとも監視に必要となる、「表示基準の詳細の決定とその根拠・理由」や「監視の指針や手順書の作成」が必須になると思います。

この点、答申書での付帯意見にも明記して頂きたいと考えます。

【 例外表示について 】

制度見直しまでの当初の2年間は、出所不明のものは「原産地を書かない」との選択肢を設け、2年間の運用後、再検討を実施し、どうしても「国産、又は輸入」の表示のみに絞った方がよいと判断するなら、その時に全面記載を求めてはどうかと思います。

この点、経過措置も含めて、答申書部会長案への追記検討を要望いたします。

すべての加工食品への原産地表示の義務化については、その必要性を認識しました。従って制度が正しく運用されるためにも、例外なき表示の義務化は必要だと考えます。しかしながら、「すべての加工食品に原産地を実際に『記載』させること」には、反対です。すべての記載を求めるために例外表示として「国産、又は輸入」などの混乱を招く表示が生み出されてきています。

私は、例外表示としての「国産、又は輸入」や「国産、輸入」の記載をするよりは、まだ何も書かない方がよいと考えます。

明記したい人は「国産、又は輸入」や「国産、輸入」の記載をすればよいと考えますが、出所不明のものについては「原産地を書かない」との選択肢を設けるべきだと思います。

すべての加工食品には原産地表示の義務化かかるものの、原産地の表示のないものは出所不明、もしくは「国産と輸入が混在」との整理で進めてはどうかと思います。

監視上も、「原産地の表示のないもの」を中心に監視すれば、単純化できると思いますので、出所不明のものは「原産地を書かない」との選択肢を設けることを意見に追記してほしいと思います。

「国産、又は輸入」といった表示は、表示制度の信頼を揺るがす可能性が高いので、これらの表示が出回ることを出来るだけ避けるべきだと思います。特に制度見直しまでの当初の2年間は、出所不明のものは「原産地を書かない」との選択肢を設け、2年間の運用後、どうしても「国産、又は輸入」といった表示のみに絞った方がよいと判断するなら、その時に全面記載を求めてはどうかと思います。

その点、経過措置も含めて、答申書への追記をご検討いただきたいと思います。

以上